

2月定例会提出予定議案について

【予算関係】

- 1 令和6年度当初予算
 - ・歳出予算 2
 - ・債務負担行為 17

【条例関係】

- 2 兵庫県立総合射撃場の設置及び管理に関する条例 18

【事件決議関係】

- 3 公の施設の指定管理者の指定 20

令和6年2月
環 境 部

令和6年度当初予算（案）について

令和6年度当初予算提案予定額（総括）

（単位：千円）

区分	R5年度 予算額 A	R6年度 提案額 B	財源内訳				前年比 B/A
			国庫	特定	起債	一般	
一般会計	人件費	1,286,363	0	0	0	1,355,853	105.4%
	事業費	3,330,909	1,373,319	1,444,551	0	870,895	110.7%
	合計	4,617,272	5,044,618	1,373,319	1,444,551	0	2,226,748

一般会計（事業費各課一覧）

（単位：千円）

区分	R5年度 予算額 A	R6年度 提案額 B	財源内訳				備考
			国庫	特定	起債	一般	
総務課	27,930	62,104	0	26,220	0	35,884	222.3%
環境政策課	902,867	1,224,850	304,466	705,315	0	215,069	135.6%
自然鳥獣共生課	1,417,127	1,433,504	916,566	236,305	0	280,633	101.1%
水大気課	822,851	806,243	55,967	447,623	0	302,653	97.9%
環境整備課	160,134	162,064	96,320	29,088	0	36,656	101.2%
合計	3,330,909	3,688,765	1,373,319	1,444,551	0	870,895	110.7%

目次

I
活躍の場が広がる兵庫

II
安全安心に包まれる兵庫

1. 次世代産業の創出

- ① **拡** 水素ステーション整備促進事業 7,821千円 4

2. 循環型社会の推進

- ① **新** 里山バイオマス活用コンソーシアムの創設 6,179千円 5
- ② **新** 脱炭素化に取り組む民間事業者への支援 26,691千円 6
- ③ **拡** PPA方式等による太陽光発電設備導入補助事業 15,000千円 7
- ④ **新** 地域脱炭素移行・再エネ推進事業 301,180千円 8
- ⑤ **新** 脱炭素型消費行動促進事業 6,585千円 9
- ⑥ **新** ペロブスカイト太陽電池実証促進事業 2,500千円 10
- ⑦ **拡** ひょうごの海を活用したブルーカーボンクレジットの創出 10,582千円 11
- ⑧ **新** ナガエルツルノゲイトウへの抜本的対策 16,330千円 12
- ⑨ **新** 県立総合射撃場オープニング式典の開催 3,000千円 13
- ⑩ **新** 暮らしに根ざした資源循環の推進 8,746千円 14
- ⑪ **新** 不法投棄の未然防止に向けた効果的な対策の実施 815千円 15

1. 誰もが安心して暮らせる環境づくり

- ① **新** 有機フッ素化合物（PFAS）への対応 11,027千円 16

1. 次世代産業の創出

拡 水素ステーション整備促進事業

7,821千円
(サステナブル基金)

財 源 内 訳			
国庫	特定	起債	一般
0	7,821	0	0

➤ 燃料電池モビリティの普及による脱炭素化の推進を加速化するため、**県内の水素ステーション整備を促進**

● 実施内容

地域での水素ステーション整備の実現に向けた取組

- ・ 地域内の課題・需要調査、候補地の検討
- ・ 水素ステーション整備に向けた関係者への働きかけ

【参考】R5年度からの継続事業

- ・ 水素ステーション整備費補助事業 (50,000千円)
- ・ 燃料電池モビリティ利活用促進事業 (12,500千円×2件)
- ・ 燃料電池バス導入促進補助事業 (25,000千円)



エア・リキードMK神戸空港前水素ステーション

2. 循環型社会の推進

新 里山バイオマス活用コンソーシアムの創設

6,179千円
(サステナブル基金)

財源内訳			
国庫	特定	起債	一般
0	6,000	0	179

➤ 北摂里山地域循環共生圏の構築を目指して、木質チップの供給体制の確立や地域への**バイオマスボイラーの導入拡大**を図り、里山等再生、利活用を活性化

● 「里山バイオマス活用コンソーシアム」の構築

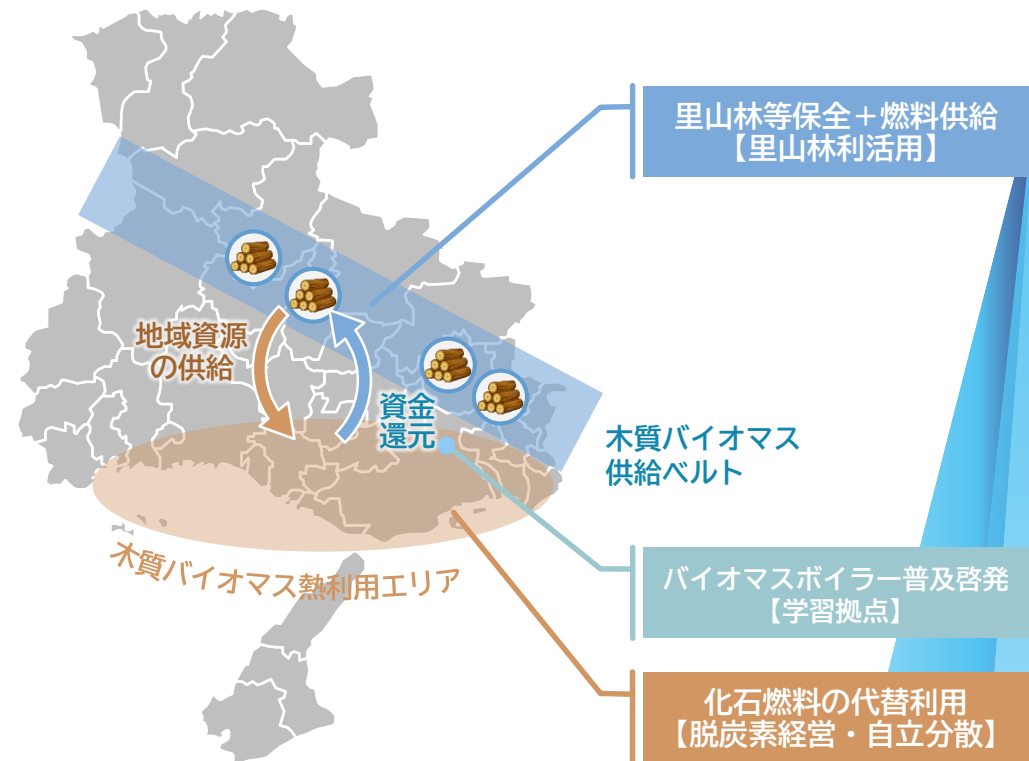
事業者や民間団体からなるコンソーシアムを設置

- ・ 里山の維持管理
- ・ 木質バイオマス資源の有効活用
- ・ 里山活用の活性化に向けた課題の抽出・解決
- ・ 取りまとめ、情報発信 など



木質バイオマスボイラー（神戸市北区）

里山バイオマス活用による地域循環共生圏の目指す姿



新 脱炭素化に取り組む民間事業者への支援

26,691千円
(サステナブル基金)

財 源 内 訳			
国庫	特定	起債	一般
0	26,691	0	0

➤ 民間事業者が実施する自主的な脱炭素化への取組や温室効果ガス削減に資する取組について補助

● ひょうご脱炭素経営スクールの開校：4,000千円

企業の自主的な脱炭素化への取組を促進するため、県内中小事業者等が、脱炭素経営のポイントや省エネ、再エネ導入の実践的手法について学び、**行動に繋げるための伴走支援**として、「ひょうご脱炭素経営スクール」を開校

- ・対 象 県内中小事業者等
- ・対象者数 20社程度
- ・内 容 年間10回程度の連続講座を実施

● GHG排出量算定サービス導入補助の実施：22,691千円

温室効果ガス削減の取組を促進するため、民間事業者が実施する「**GHG排出量算定サービス**」の導入を補助

- ・補助対象 県内中小事業者
- ・補 助 額 最大20千円/月×補助率1/2×期間(月) (最大12万円)
- ・補助件数 165件

【拡】 PPA方式等による太陽光発電設備導入補助事業

15,000千円
(サステナブル基金)

財源内訳

国庫	特定	起債	一般
0	15,000	0	0

➤ PPA方式を採用して太陽光発電設備を導入する事業者に対して補助を実施

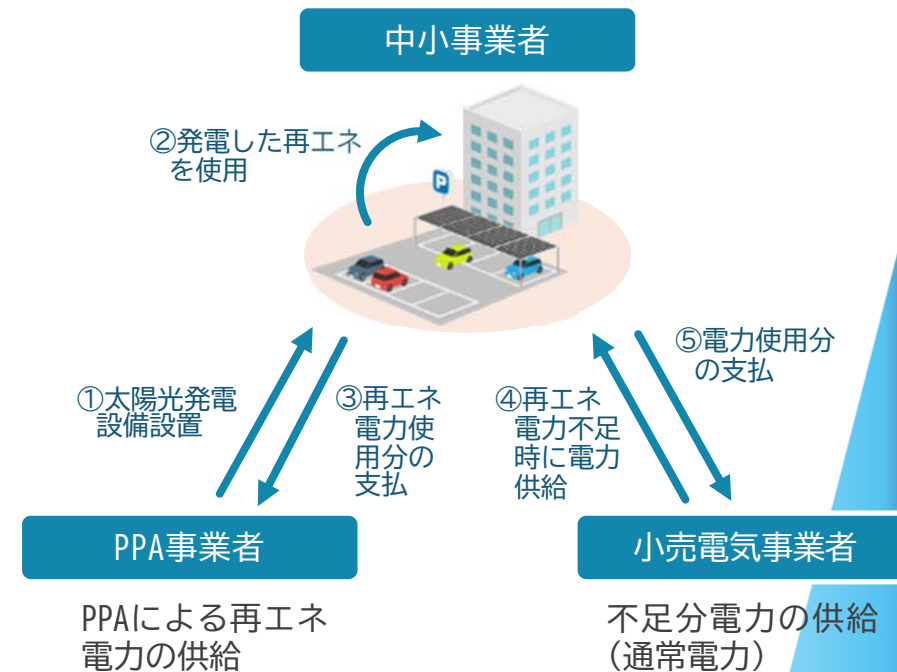
● 実施内容

国の関連補助と連携し、太陽光発電設備の設置に上乗せして補助を実施

- ・ 補助対象 県内の中小事業者に設備を設置する事例のうち、以下の補助金に申請した事業者
 - ① 環境省・経済産業省の補助金
 - ② 県の地域脱炭素移行・再エネ推進事業 **(対象拡充)**
- ・ 補助額 太陽光発電：2.5万円/kw、上限：100kw
蓄電池：1/6（上限：19万円/kWh（工事費込・税抜）の1/6）
- ・ 補助件数 3件
- ・ 実施期間 R5～R7

【参考】 PPA方式について

電気供給を受ける事業者が敷地や屋根のスペースをPPA事業者に提供し、PPA事業者が無償で整備した太陽光発電設備からの電力供給を受ける契約方式



新 地域脱炭素移行・再エネ推進事業

301,180千円

財 源 内 訳			
国庫	特定	起債	一般
301,180	0	0	0

➤ 2030年度温室効果ガス排出削減、再生可能エネルギー導入目標及び2050年カーボンニュートラルの達成に向け、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用し、**再生可能エネルギーの導入を促進**

● 自家消費型住宅用太陽光発電設備等補助事業

※活用を予定している環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」は募集開始前であるため、事業詳細については変更の可能性がある。

- ・補助対象 個人（県内住宅）
- ・補助額 太陽光発電：3.5万円/kW（上限：4kW）
蓄電池：1/6（上限：15.5万円/kWhの1/6（工事費込・税抜）、上限：5kWh）
- ・補助件数 700件

● 自家消費型非住宅用太陽光発電設備等補助事業（PPA方式と併用可）

- ・補助対象 県内中小事業者
- ・補助額 太陽光発電：5万円/kW、上限：100kW
蓄電池：1/3（上限：19万円/kWh（工事費込・税抜）の1/3）
- ・補助件数 3件

● 木質バイオマスボイラー導入補助事業

- ・補助対象 県内事業者（熱供給・リース含む）
- ・補助額 木質バイオマスボイラー及び付帯設備：2/3（上限：4,000万円）
- ・補助件数 2件

新 脱炭素型消費行動促進事業

6,585千円
(サステナブル基金)

財 源 内 訳			
国庫	特定	起債	一般
400	6,185	0	0

➤ 県民の脱炭素型消費への行動変容、ライフスタイルへの転換を後押しするトータルな啓発活動「**ひょうご1.5℃ライフスタイル**」を、関西人口の7割を占める兵庫・大阪両府県連携による規模のメリットを発揮して展開

● 「ひょうご1.5℃ライフスタイル」の普及啓発

- ・ 県民の行動変容成果の可視化、モチベーションアップ
(脱炭素行動変容アプリ等と連携したダッシュボードの公開など)
- ・ 普及啓発ワークショップ・イベントの開催
- ・ 普及啓発ツール・コンテンツ(ロゴ・HP・動画等)の作成

● 農産物カーボンフットプリント(CFP)による普及啓発

- ・ CFP表示の府県共通化(ラベル表示項目、レイアウト、配色等)、品目拡大を検討
- ・ 農産物CFPを活用したモデル出展・販売による普及啓発
 - ① 府県の農産物イベントに相互乗り入れ、モデル出展
 - ② 流通事業者の両府県店舗等でのモデル販売

● 製品カーボンフットプリント(CFP)による普及啓発

- ・ BtoC企業向け、製品CFP表示に関する勉強会の開催
- ・ 製品CFPラベル表示の検討

新 ペロブスカイト太陽電池実証促進事業

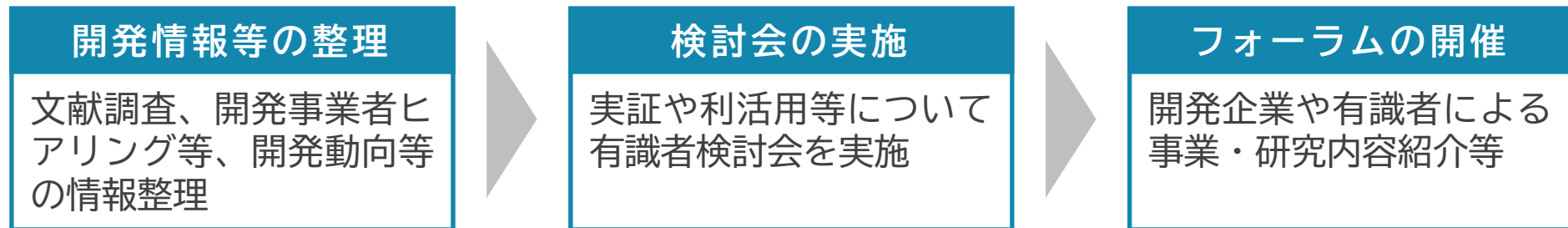
2,500千円
(地域創生基金)

財源内訳			
国庫	特定	起債	一般
0	2,500	0	0

➤ 現在開発が進んでいるペロブスカイト技術について、開発企業や県立大学と連携し、実証実験実施に向けた調査・検討を行うとともに、新技術の普及に向けた情報発信を実施

● 実施内容

- ・ 開発情報の整理・検討会の開催
- ・ フォーラムの開催



【参考】ペロブスカイト太陽電池の特徴

- ・ 材料の塗布や印刷で作ることができ、大量生産・低コスト化が可能
- ・ 折り曲げやゆがみに強く、フィルムに塗ることで軽量化が可能
- ・ 日本発の技術で、主原料のヨウ素は世界産出量の約30%が国内産



出典：東芝エネルギーシステムズ株式会社
東芝フィルム型ペロブスカイト太陽電池（イメージ図）

拡 ひょうごの海を活用したブルー カーボンのクレジットの創出

10,582千円
(サステナブル基金)

財源内訳

国庫	特定	起債	一般
0	10,582	0	0

▶ ブルーカーボン生態系（ノリ養殖、海藻や海草等が繁茂する藻場）によるCO₂吸収・固定量を定量化するとともに、CO₂削減を図る企業・団体等とのクレジット取引を行うブルーカーボンクレジットの創出を検討

● 藻場再生とブルーカーボンクレジットの創出

- ・ ひょうごブルーカーボン連絡会議の開催
- ・ 藻場再生ガイドライン等の作成
- ・ クレジット化や県内企業との取引の検討

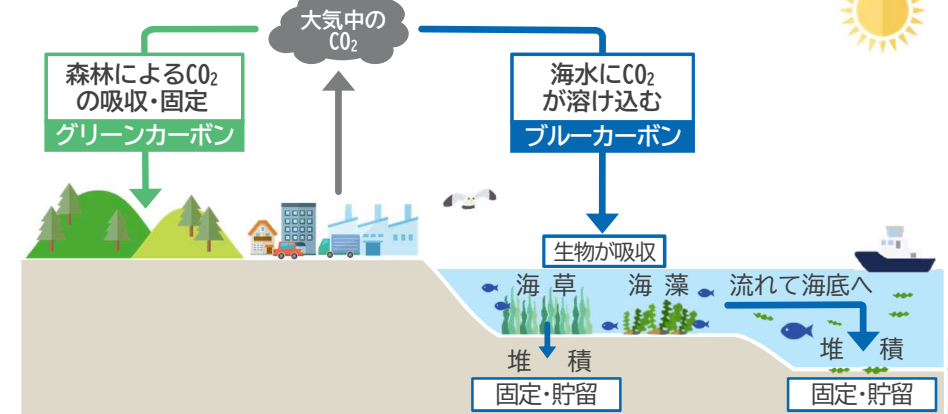
● 養殖ノリの脱炭素化に向けた検討

- ・ 養殖過程におけるCO₂固定量の算定
- ・ 生産工程における省CO₂化の検討

● ブルーカーボンシンポジウムの開催

- ・ 先進的なブルーカーボンの取組事例を共有

炭素循環の仕組み



兵庫のノリ養殖



豊かな海を育む「アマモ」

新 ナガエツルノゲイトウへの抜本的対策

16,330千円

財源内訳

国庫	特定	起債	一般
9,415	0	0	6,915

➤ 近年、本県で生息地域を拡大している特定外来生物「ナガエツルノゲイトウ」への対策を実施

● 実施内容

- ・ 生息域調査及び見える化の実施（東播磨地域等）
分布状況をデータ化し、**地図上で一覧できるデジタルマップを作成**
- ・ 防除計画の策定（東播磨地域等）
分布が確認されている東播磨地域等において、根絶に向けた計画を策定
- ・ 簡易で効果的な防除手法の確立・実証
ナガエツルノゲイトウの分布状況に応じた防除手法の実証
- ・ 防除実施者の育成
防除実施者の育成を目的とした講習会等の開催
- ・ 普及啓発
注意喚起のチラシ配布や看板設置等

- **実施主体：兵庫県外来生物対策協議会**（兵庫県、公益財団法人ひょうご環境創造協会、兵庫県自然保護協会で構成）

ナガエツルノゲイトウについて

原産国	南アメリカ原産（特定外来生物）	
特性	再生力・繁殖力が強く、2mmの茎や根からでも再生例あり	
主な被害	洪被 水害	繁殖したナガエツルノゲイトウが大雨で大量に流れると水流の阻害や、排水口を塞ぎ、洪水の発生が懸念
	農被 業害	田畑で繁殖すると作物を覆い収穫できなくなるほか、農耕機に付着し拡散の恐れ
	生態系被害	ため池等の水面を覆いつくし、水質悪化在来生物の生育環境と競合する等の悪影響
県内発生状況 [12市町]	東播磨地域	稲美町、加古川市、播磨町、明石市、高砂市(R5確認)
	その他	尼崎市、伊丹市、西宮市、神戸市、洲本市、南あわじ市(R5確認)、姫路市(R5確認)

新 県立総合射撃場オープニング式典 の開催

3,000千円
(環境保全基金)

財 源 内 訳			
国庫	特定	起債	一般
0	3,000	0	0

➤ 県立総合射撃場の開場にあわせて、県民等への周知・PRを行うため、**オープニング式典を開催**

● オープニング式典

- ・実施時期 令和6年6月（予定）
- ・内 容 記念式典、施設披露・見学 等
- ・場 所 三木市吉川町福井（県立総合射撃場内）



兵庫県立総合射撃場

新 暮らしに根ざした資源循環の推進

8,746千円

財 源 内 訳			
国庫	特定	起債	一般
3,000	0	0	5,746

➤ 広域的な資源循環モデルの構築に向け、**市町や企業等と連携したプラットフォームを設置**し、施設整備面と素材面からアプローチした2つの調査・検討を行うとともに、サステナブルファッションの展開に向けた実証事業の検討を実施

● 資源循環プラットフォームの設置

・構成員 市町や企業（回収・再生原料化・再商品化事業者等）

● テーマ別検討会の開催

・資源循環プラットフォームの中で、テーマ別に検討会等を開催

区 分	施設整備面からのあり方検討	素材面からのあり方検討	サステナブルファッションの検討
構 成 員	ごみ処理施設等の更新時期を迎えた市町・一部事務組合	市町・一部事務組合、企業(回収・再生原料化・再商品化事業者等)	有識者、市町、アパレルメーカー、消費者団体
検討内容	広域でのごみ処理・資源循環に必要な処理・リサイクルスキーム	分別基準や効率的なりサイクル手法等	衣類回収システムの構築方法等
予 算 額	5,746千円		3,000千円

新 不法投棄の未然防止に向けた効果的な対策の実施

815千円

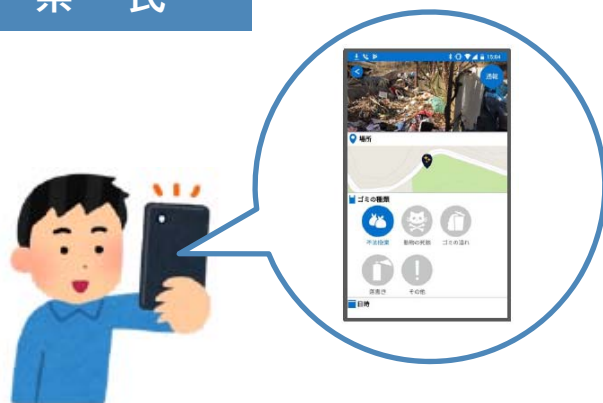
財 源 内 訳			
国庫	特定	起債	一般
0	0	0	815

➤ 県民が**不法投棄を簡単に通報できる**スマートフォンアプリを導入

● 不法投棄通報システムのイメージ

県 民

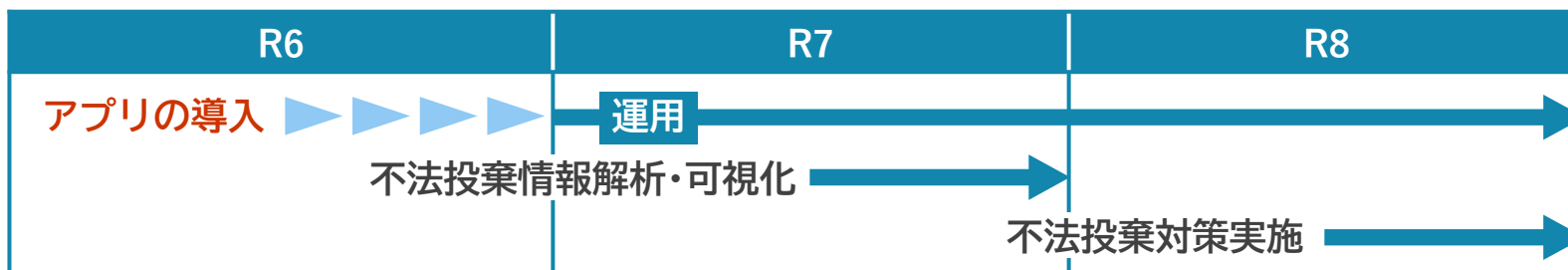
兵 庫 県



アプリから投稿

リアルタイムで情報提供
地図と写真で位置情報共有

状況を確認・対応



1. 誰もが安心して暮らせる環境づくり

新 有機フッ素化合物(PFAS)への対応

11,027千円

財 源 内 訳			
国庫	特定	起債	一般
2,483	0	0	8,544

➤ 健康への影響が懸念される有機フッ素化合物（PFAS）について、**県内全域の河川や地下水での監視地点を拡大し、モニタリング調査を強化**

● 公共用水域の常時監視の強化（PFOS・PFOA）

- ・環境基準点に加え、補完地点等で継続的に調査を実施

区分	R5		R6
河 川	15地点	➔	66地点
海 域	25地点		25地点
地下水	—	➔	45地点

● PFASの実態把握・調査研究

PFOS・PFOA以外のPFASの実態調査を実施

- ・有識者会議で調査計画や結果を検討
- ・必要に応じて**事業者を指導**

P F A S

1万種類以上の有機フッ素化合物の総称

製造や輸入が禁止されたPFAS

PFOS

ペルフルオロオクタンスルホン酸

PFOA

ペルフルオロオクタン酸

第2表 債務負担行為

第2表 債務負担行為		
事 項	期 間	限 度 額
令和6年度環境保全設備設置資金損失補償費	令和6年度から 令和22年度まで	千円 令和6年度環境保全設備設置資金融資制度（融資枠3億円）において、兵庫県信用保証協会が債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第5条の規定により支払を受けた保険金の額等を控除した残額以内、及び各金融機関が責任共有制度により負担する額以内とする。
令和6年度環境保全設備設置資金（最新規制適合車等購入資金）損失補償費	令和6年度から 令和17年度まで	令和6年度環境保全設備設置資金（最新規制適合車等購入資金）融資制度（融資枠6億円）において、兵庫県信用保証協会が債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第5条の規定により支払を受けた保険金の額等を控除した残額以内、及び各金融機関が責任共有制度により負担する額以内とする。

2 兵庫県立総合射撃場の設置及び管理に関する条例

1 制定の理由

銃器を使用した野生鳥獣の捕獲等（以下「狩猟」という。）及び射撃に関する知識及び技術の習得及び向上の機会を提供することにより、狩猟の担い手の確保及び育成を図るとともに、射撃に関する競技水準の向上に寄与するため、兵庫県立総合射撃場（以下「射撃場」という。）を設置する。

2 制定の概要

(1) 位置（第2条関係）

射撃場の位置は、三木市吉川町福井とする。

(2) 業務（第3条関係）

ア 射撃場は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

(ア) 狩猟又は射撃に関する知識及び技術の習得及び向上のために施設を県民の利用に供すること。

(イ) 狩猟又は射撃に関する知識及び技術の習得及び向上のための講習会、研修会等を開催すること。

(ウ) 狩猟及び射撃に関する相談に応じ、及び指導を行うこと。

(エ) 狩猟及び射撃に関する資料の収集及び情報の提供を行うこと。

(オ) 射撃競技のために施設を県民の利用に供すること。

(カ) (ア)から(オ)までに掲げるもののほか、射撃場の目的を達成するために必要な業務

イ 知事は、射撃場の施設を、その目的を達成するために支障のない限り、その目的以外の利用に供することができるものとする。

(3) 施設の利用の許可及び料金（第4条及び別表関係）

ア 射撃場の施設を利用しようとする者は、知事の許可を受け、当該施設の利用に係る料金を納めなければならないものとする。

イ 知事は、アの許可に射撃場の管理上必要な条件を付することができるものとする。

(4) 許可の取消し（第5条関係）

知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、(3)アの許可の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

ア 偽りその他不正の手段により(3)アの許可を受けたとき。

イ 射撃場の設置の目的又は(3)アにより許可を受けた利用の目的以外の目的に射撃場の施設を利用し、又は利用しようとするとき。

ウ 射撃場の施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。

エ 射撃場の管理者の指示に従わないとき。

オ (3)イにより許可に付した条件に違反したとき。

カ アからオまでに掲げるもののほか、射撃場の管理上支障があるとき。

(5) 原状回復の義務等（第6条関係）

射撃場の施設を利用する者は、その責めに帰すべき理由によりその施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならないものとする。

(6) 管理（第7条及び別表関係）

ア 知事は、地方自治法の規定により、射撃場の管理を指定管理者（同法に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

イ (3)アの料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させるものとする。

ウ 利用料金の額は、基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあっては、その者の申込みに係る価格に相当する額とするものとする。

エ 指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができるものとする。

3 施行期日

令和6年4月1日

3 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立総合射撃場	丹波市青垣町佐治94番地－2 株式会社野生鳥獣対策連携センター 代表取締役 坂田 宏志	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) 全国の自治体から狩猟者の育成等に関する多くの研修を受託した実績を有しており、当施設の設置目的を踏まえた幅広い研修内容の提案がなされている。 (2) 射撃に関する豊富な経験による円滑な業務運営が期待できる。	